

慶弔見舞金規程

株式会社アクシステクノロジーズ

(目的)

第1条 この規程は従業員に慶弔のあったときの慶弔金及び見舞い金の支給について定める。

(支給事項の範囲)

第2条 慶弔及び見舞金を支給する場合は、次の通りとする。

- 本人の結婚
- 本人または配偶者の出産
- 本人の業務上の事故等による死亡
- 本人の業務外の事由による死亡
- 家族の死亡
- 本人の住居が被災したとき
- その他必要と認められたとき

(届出義務)

第3条 従業員またはその関係者がこの規程により慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、上司に届け出を要する。

- 2 前項の届出を怠った場合は、その届出を怠ったことにより従業員が不利益または損失を被ることがあっても、会社はその責任を負わない。

(受給資格)

第4条 この規定の適用は、満3ヶ月以上在籍する正社員に限るものとし、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは該当しない。

(勤続年数)

第5条 この規程における勤続年数は入社日から事由発生日迄算定するものとし、1年未滿の期間は切り捨てるものとする。

(結婚祝金)

第6条 本人の結婚(以下全項において1回に限り支給するものとする)

従業員が結婚したときは次の各号により、結婚祝金を支給する。

勤続1年未滿の者	10,000円
勤続1年以上5年未滿	20,000円
勤続5年以上	30,000円

- 2 再婚の場合は、規定額を贈る。

- 3 結婚の当事者双方が従業員である場合は規定額をそれぞれに贈る。

(出産祝金)

第 7 条 従業員またはその配偶者が子女を出産した場合は次の通り出産祝い金を贈与する。ただし夫婦共従業員の場合はどちらか一方に贈与する。

子女 1 人につき 10,000 円

- 2 双子の場合は、規定金額の 2 倍とする
- 3 死産または 1 週間以内に死亡したときは、第 10 条の弔慰金を支給する。

(家族死亡弔慰金)

第 8 条 従業員の家族が死亡した場合は、次の通り弔慰金を贈与する。

配偶者 20,000 円

子女、父母、同居義父母 10,000 円

血族の兄弟姉妹、同居の祖父母 10,000 円

(供花等)

第 9 条 配偶者、子、父母、同居の義父母が死亡したときは、供花一对及び籠盛を供える。

(その他の慶弔見舞金)

第 10 条 前各号に定めのないもので状況により贈与の必要がある場合は、会社がその都度定めるものとする。

(付 則)

この規程は平成 19 年 9 月 1 日から施行する。